

赤堀地区

事業所ごみは ごみ集積所に 出せません !!!

…… 事業者の皆様へ(お願い) ……

- 市では、事業所の事業活動から出るごみは「**収集しません！**」
- 事業所ごみは、「**ごみ集積所には出せません！**」
- 可燃ごみ等の一般廃棄物は「**収集運搬許可業者**」に処理を委託する (有料)
- 可燃ごみ等の一般廃棄物を自ら「**桐生市清掃センター**」に持ち込み処理をする (有料)
- 廃プラスチック等の産業廃棄物は「**産業廃棄物処理業者**」に処理を委託する (有料)
- リサイクルが可能な紙類や生ごみ等は、「**資源化**」にご協力をお願いします！

ごみの処理方法は合っていますか ??
「ごみ集積所」に出せるのは、
「一般家庭ごみ」だけです !!!

事業所(事業系)ごみとは？

事業所（飲食店、事務所、商店、宿泊施設、工場など）の事業活動に伴って生じた廃棄物はその量の多少に関わらず、**事業者自らの責任において適正に処理していただくことが必要です。** 事業活動には、会社など営利目的の事業所だけではなく、病院、学校、福祉施設、官公署などの非営利なものも含まれます。

- ◆少量であっても家庭ごみとして「ごみ集積所」に出すことはできません！
- ◆事業所とお住いが一緒の場合でも、事業所から出るごみ（事業系ごみ）とお住いから出るごみ（家庭ごみ）に分類して出してください！

また、資源化等を行うことでごみの減量に努めることも必要です。

- ◆排出段階で分別をすることにより、リサイクル可能な資源となります！
- ◆発生抑制や資源化を進めることで、ごみ処理コストの削減にも繋がります！
- ◆事業者の皆さんも積極的なごみの減量にご協力をお願いします！

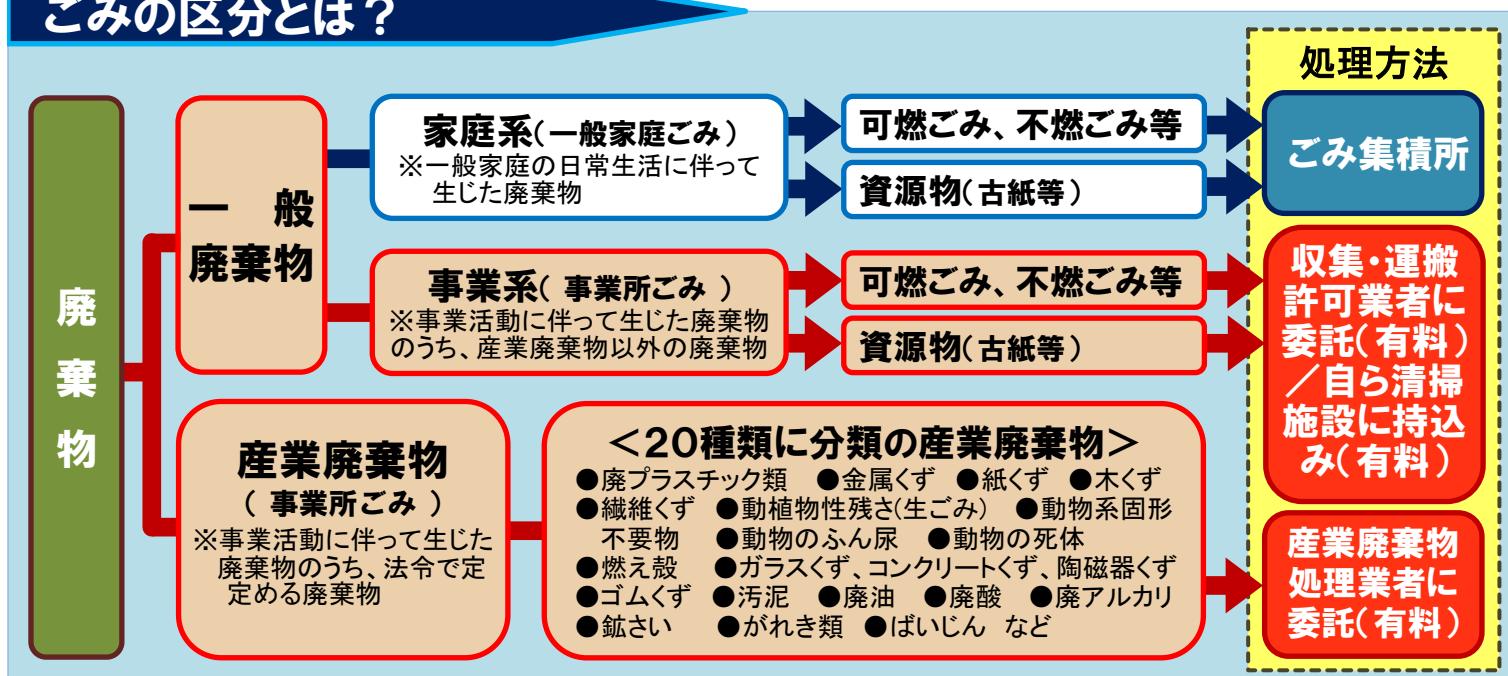
事業所ごみを「ごみ集積所」などに捨てる行為は、不法投棄です！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）抜粋

- 第16条（不法投棄） 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない
- 第25条（罰則） 五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられています! (廃棄物処理法第3条)

ごみの区分とは?



産業廃棄物とは?

産業廃棄物は、法律及び政令で規定されており20種類に分類されます。どの業種から出ても産業廃棄物になるものと、特定の業種から出た場合に産業廃棄物になるものがあります。

業種指定なし	◆廃プラスチック類 ◆鉱さい ◆がれき類	◆金属くず ◆ゴムくず	◆燃え殻 ◆汚泥	◆ガラスくず、コンクリートくず ◆廃油 ◆廃酸 ◆廃アルカリ
業種指定あり	◆紙くず ◆木くず ◆動物系固体不要物	◆繊維くず ◆動物のふん尿	◆動植物性残さ(生ごみ) ◆動物の死体	

事業系一般廃棄物の処理方法

■自分で清掃施設に持ち込む場合

【持込施設】桐生市清掃センター
(所在地: 桐生市新里町野461番地)

【受付時間】

<平 日> 午前8時30分～午後4時45分
※土、日、祝日、年末年始はお休みです。

12月を除く毎月最終日曜日は受付けます。

【問い合わせ】

<電話番号>0277-74-1010

【処理手数料】

100kg(キログラム)以内: 10kgあたり120円
100kg(キログラム)を超える場合:
: 10kgあたり200円

【注意事項】

- ・分別して持ち込んでください。
- ・産業廃棄物は持ち込みできません。
- ・赤堀地区外の事業者は持ち込みできません。
- ・受付時に従業員証などにより、事業所の所在確認をします。

桐生市 事業活動で発生したごみについて [検索](#)

■一般廃棄物処理業者に依頼する場合

一般廃棄物収集運搬業の許可を持った業者に有料で収集を依頼してください。

詳しくは、市のホームページで確認することができます。[伊勢崎市 一般廃棄物収集運搬業者](#) [検索](#)

産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物業の許可を持った業者へ収集を依頼してください。詳しくは、群馬県のホームページで確認することができます。

群馬県産業廃棄物情報

[検索](#)

問い合わせ先

伊勢崎市 環境部 資源循環課

電話 0270-27-2732

持ち込みに関する問い合わせはこちら

桐生市清掃センター

電話 0277-74-1010